

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 7

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思えます。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

[e-mail nakaya@jtccm.or.jp](mailto:e-mail_nakaya@jtccm.or.jp)

Q25 国土交通大臣による認定を受けた構造方法等について、仕様を追加する場合には、どのようにすればよいのでしょうか？

A25 現在の建築基準法の規定には、既存の認定に仕様を追加したり、変更するという考え方がありません。しかし、仕様を追加又は変更することが不可能なわけではありません。以下のような手続きをとることによって、全く同じ結果を得ることができます。

追加したい仕様について、性能評価機関で性能評価を受けます。

大臣認定申請をする際に、既に取得している認定書の写しを添付し、既認定の範囲も全て取り込んだ申請を行います。(追加の場合)

大臣認定申請をする際に、既に取得している認定書の写しを添付し、既認定の範囲の一部を含めた申請を行います。(変更の場合)

旧認定の取り消し申請を行います。

国土交通省から、追加又は変更された仕様についての大臣認定書が交付されます。

このような手続きを経ることによって、従来行われていた仕様の追加ないしは変更と同じような手続きができます。

本手法を応用すると、壁紙のように下地材の種類によって、性能評価の範囲を限定しているものについても、下地材の種類を限定しない仕様の認定を取得することもできます。例えば、金属を下地とした性能評価と金属以外を下地とした性能評価をあわせて取得した場合、両方の仕様について大臣認定を申請する際に、希望があれば一つの認定番号にまとめることもできます。

他にも、応用例はいくつかありますので、似たようなご希望をお持ちの方は、大臣認定手続きをおこなう際に各性能評価機関の担当者と十分に相談下さい。

また、住宅品質確保法に関連しても、同じようなご要望があり得ると考えられますが、住宅型式認定及び住宅型式部材製造者認証には、変更の手続き規定がありませんので、再度、認定ないしは認証をしていただくことになると想われます。但し、生産に関する事項に変更があった場合には、所定の変更届を出していただくことになります。

Q26 真壁と大壁は、別々の認定になるのでしょうか？

A26 真壁と大壁を比較した場合に、一見、真壁の方が大壁より防火上不利に見えるので、真壁の仕様で試験を実施し、大壁の仕様まで認めてもらえないかというご相談と思われま

す。この点については、各性能評価機関の関係者の間で議論をしました。その中では、乾式工法と湿式の工法とで、差があるかもしれないとの指摘もありましたが、最終的には、以下のように評価することとなりました。

仮に、真壁で大壁を含めて認定を取得したい場合には、柱を欠き込んだ試験体（図1参照）とし、載

荷加熱試験（ただし、試験荷重は、柱を欠き込む前の寸法から算出する）を行うこととなります。

壁材を胴縁受けした真壁仕様（図2参照）については、胴縁が柱の防火被覆の役目を果たすため、非損傷性の点で大壁に比べて必ずしも不利であるとは言いきれないので、個々に対応させていただきます（胴縁を木材から金具受けに変えた真壁仕様についても同様に個々に対応させていただきます）。

なお、真壁木軸の柱の裏面温度は、評価対象となります。詳細については、各性能評価機関の担当者にお問い合わせ下さい。

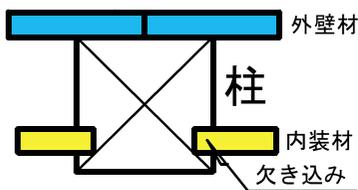


図1 真壁仕様（1）

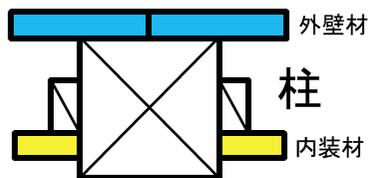


図2 真壁仕様（2）

Q27 耐火構造の屋根の屋外側にフェノールフォームの断熱材を載せた場合、大臣認定が必要なのでしょうか？

A27 屋根の外断熱工法については平成12年建設省告示第1365号に、大臣が指定する仕様为例示されています。

「屋根を耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50ミリメートル以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工

法、塩化ビニルシート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。」

残念ながら、その中には、フェノールフォームを断熱材として用いる仕様は含まれていません。したがって、各性能評価機関で試験を伴う評価を受け、国土交通大臣の認定を受けることが必要となります。

但し、本仕様の需要が高く、防火安全性に関する検証が十分になされれば、適当な機会に、告示の例示仕様に追加されることもあり得ると思いません。（関連：建材試験情報10月号 Q36）

Q28 チタン、ステンレスと鉄鋼は、同じ金属材料として扱えるのでしょうか？

A28 防火材料という観点からは、同じ金属材料として、扱うことができると思います。仮に、板状のものであれば、H12建設省告示第1400号に大臣が指定する不燃材料として例示されている金属板に含まれます。しかし、板状以外のもの箔もしくは棒状のものについてまで、同じとして扱えるかどうかについては、明確な判断ができません。

但し、荷重を支えるところに使われている場合においては、チタン、ステンレス、鉄鋼は、区別

して扱うことになっています。これは、材料の熱膨張率及び熱を受けたときの強度の低下特性が異なっているからです。

従って、耐火構造、準耐火構造、防火構造、準防火構造の性能評価においては、これらの金属を使った構造は全て別々の性能評価になります。仮に、金属折板屋根のように屋根に使われる場合であっても、金属部分で荷重を支える構造になっていれば、別々の扱いになります。

Q29 建築基準法に基づく構造方法等の認定内容は公開されるのでしょうか？

A29 これまでは、日本建築センターの機関誌「ビルディングレター」で認定内容が公開されるとともに、各認定仕様が新日本法規から「防火材料便覧」として出版されてきました。この公開体制の継続については、建材試験センターは、一切関知しておりません。

建築基準法の規定により、性能評価に関わった評価員は守秘義務を課せられています。このため、建材試験センターでは、お客様の了解が得られた場合に限り、申請者名、構造方法等の種類、認定仕様の一般名、商品名に限って公開させていただいています。国土交通省も、認定取得の事実を公示することを検討しているようですが、その公開範囲がどの程度になるのかは、明らかになっていません。この背景には、情報開示を進めつつも、個人情報に関しては、保護しなければならないと

いう基本姿勢があるからです。

とはいえ、どのような構造方法等が認定されているのかという情報を入手したいと考えておられる方々及び自社の商品が認定を受けていることを広く広告したいと考えておられることの要望に応えていくことも重要と考えられます。建材試験センターとしては、このような情報伝達の役割は、中立性のある組織が責任を持って実施することが重要と考え、各性能評価機関と共同で体制を整えることを提案しております。しかし、どのような形でサービスが開始されることになるか、決まっておりません。

但し、建材試験センターとしては、皆様方の利益を損なうような活動には、参加も、協力もしない所存ですので、ご安心下さい。